

# 概要版

## 生活道路等の整備に関する 自治会・自治連合会の皆様からの要望の流れ

- ・道路の舗装を直してほしい。
- ・道路を広くしてほしい。
- ・側溝を新しくしてほしい。等の要望

- 舗装事業（老朽化した舗装の打ち替え、オーバーレイ等）
- 改良事業（道路の拡幅、歩道の設置、交差点の改良等）
- 側溝事業（老朽化した側溝の改修、未整備箇所への新設等）



※緊急を要する場合の修繕（道路陥没、道路施設の損傷等）は要望書提出の必要はありません。

要望書の作成・提出  
(9月末まで)

- 要望書（様式第1号）へ必要事項を記入し提出してください。
- 関係者の同意（その道路に隣接してお住まいの方、設ける側溝の排出先の河川、水路等の管理者）が必要な場合があります。可能な限り、要望書の提出に併せて同意の取得をお願いします。なお、同意の取得が困難な場合は、ご相談ください。



要望箇所の現地調査

- 要望内容の詳細について現地調査を行います。なお、必要のある場合は、自治会長、地元の方に現地確認の協力をお願いすることがあります。
- 事業用地の取得（用地の提供が必要な場合）整備に必要な用地を所有される方が用地の提供を了解されている場合は、可能な限り用地提供に関する同意書（様式第2号）の提出をお願いします。



優先順位の決定（10月）

- 道路整備評価基準の評価項目により評価を行い、優先順位を決定します。



評価結果の回答（1月末）

- 9月末日までに要望書を提出された案件については、翌年の1月末日までに、その結果を文書によりお知らせします。



道路整備事業の実施  
(4月以降)

- 事業実施できなかった要望については、次年度分の要望と併せて優先順位を決定します。
- ※要望書の取扱いは、その要望の意向を再確認するため5年度を限度とします。5年度が経過した要望については、市から要望の継続について確認を行います。引き続き要望をされる場合は、改めて要望書の提出をお願いします。

米子市糶町一丁目160番地 米子市役所糶町庁舎2階

【舗装事業】道路整備課道路維持担当	電話 23-5284
【改良事業】道路整備課道路改良担当	電話 23-5281
【側溝事業】道路整備課道路改良担当	電話 23-5281
都市整備課河川担当	電話 23-5282

道路整備要望書

令和 年 月 日

米子市長 伊木 隆司 様

団体名: \_\_\_\_\_

代表者: \_\_\_\_\_ (印)

住 所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

下記のとおり道路整備を要望します。

記

要 望 場 所	米子市 (添付位置図参照)
市 道 名	市道
種 別	舗装 ・ 改良 ・ 側溝 (○で囲んでください。)
地元同意 (要望路線沿線住民)	同意あり ・ 同意なし (○で囲んでください。)
自治会以外の 管理者の同意	同意あり ( ) ・ 同意なし ・ 管理者なし (○で囲んでください。)
要望する理由	(理由を詳しく記入してください。別紙で提出されても構いません。)

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

【米子市処理欄】

地区ブロック	(弓浜) ・ (中央) ・ (中心) ・ (南部、箕蚊屋) ・ (伯仙、淀江)
受付日	令和 年 月 日
有効期限	令和 年度

受付印

回答	年度	
	年度	

